

北九州港カーボンニュートラルポート(CNP)協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 北九州港では、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入や貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを旨とするカーボンニュートラルポート(以下、CNP)の形成を推進している。

協議会は、水素や燃料アンモニア等の次世代エネルギーの需要や利活用方策など「北九州港 CNP 形成計画」の策定に必要な検討を行うとともに、官民及び企業間の連携による脱炭素化に資する新たな事業の創出等を図るなど、CNP形成に向けた取組を進める。

(構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

- 2 前項の構成員のほか、必要があるときは、協議会にオブザーバーを置くことができる。
- 3 前項のオブザーバーは、港湾空港局長が出席を依頼する。
- 4 構成員等の追加は、事務局が決定する。

(協議会の取扱い)

第3条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。

- 一 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。
- 二 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 三 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(ワーキンググループ)

第4条 協議会にワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

- 2 WG は CNP 形成に向けた取組の実務上の検討を行うため、テーマを決めて設置する。
- 3 WG は構成員等にて組織する。

(秘密保持)

第5条 協議会の構成員等は、協議会で知り得た情報(第3条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第6条 協議会に係る事務処理は、北九州市港湾空港局及び北九州市環境局が共同で行う。

附則

この要綱は、令和4年8月9日から施行する。

北九州港カーボンニュートラルポート(CNP)協議会構成員等

(五十音順)

【官公庁】

九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所

【協会】

関門港運協会

小倉地区港運協会

洞海港運協会

福岡県倉庫協会

福岡県トラック協会

八幡港友会

【企業】

株式会社 IHI

伊藤忠商事株式会社

岩谷産業株式会社

UBE 三菱セメント株式会社

ENEOS 株式会社

オーシャントランス株式会社

川崎重工業株式会社

北九州エル・エヌ・ジー株式会社

株式会社北九州パワー

九州電力株式会社

九電みらいエナジー株式会社

西部ガス株式会社

山九株式会社

シーメンス・エナジー株式会社

ジャパンハイδρο株式会社

株式会社商船三井

商船三井テクノトレード株式会社

住友商事九州株式会社

大陽日酸株式会社

鶴丸海運株式会社

電源開発株式会社

東京九州フェリー株式会社

東芝エネルギーシステムズ株式会社

日鉄エンジニアリング株式会社

日鉄ケミカル&マテリアル株式会社

日鉄高炉セメント株式会社

日本コークス工業株式会社

株式会社日本政策投資銀行

日本製鉄株式会社

日本通運株式会社

日本郵船株式会社

阪九フェリー株式会社

ひびきエル・エヌ・ジー株式会社

ひびき灘開発株式会社

福岡酸素株式会社

富士電機株式会社

株式会社ブリヂストン

株式会社北拓

松山・小倉フェリー株式会社

株式会社三井 E&S マシナリー

三井物産株式会社

三菱ケミカル株式会社

三菱重工グループ

(三菱重工業(株)・三菱ロジスネクスト(株))

三菱マテリアル株式会社

株式会社名門大洋フェリー

安川オートメーション・ドライブ株式会社

(53 団体)

【事務局】

北九州市港湾空港局

北九州市環境局